

夕張市告示第 93 号

次のとおり条件付き一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和 7 年 7 月 7 日

夕張市長 厚 谷 司

1. 入札に付す事項

- (1) 契約の目的及び契約名称
消防デジタル無線基地局整備実施設計業務
- (2) 契約の目的の仕様等
入札説明書による
- (3) 契約期間
契約締結日から令和 8 年 1 月 30 日まで
- (4) 履行場所
夕張市清水沢宮前町 20 番地 夕張市消防本部

2. 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者（未成年者、被保佐人、または被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されているものでないこと。
- (3) 夕張市契約規則（昭和 39 年規則第 9 号。以下「規則」という。）第 2 条による一般競争入札名簿に登載されている者で、指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 夕張市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 12 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員又は同上第 4 号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団関係事業者」という。）でないこと。
- (5) 暴力団関係事業者等であることにより、競争入札への参加を排除されていないこと。
- (6) 直接かつ恒常的に雇用関係にある管理技術者および照査技術者を本業務に配置することができること。恒常的な雇用関係とは、契約時点において 3 ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。なお、管理技術者と照査技術者の兼務はできない。

- (7) 管理技術者は、技術士（電気電子部門）、シビルコンサルティングマネージャー（RCCM・電気電子部門）のいずれかの資格を有する者を選任すること。また当資格証の写しを添付し、届けるものとする。なお、管理技術者および照査技術者は兼務できない。
- (8) 北海道内に本社・本店を有する者であること。
- (9) 消防救急デジタル無線設備メーカーおよびその関連事業者（販売代理店、親会社もしくは子会社等）からの出向者および派遣社員を本業務に従事させてはならない。
- (10) 資格審査の申請する日の直前2営業年度（令和5年度及び6年度）において、国又は地方公共団体に対し、同種同規模の受注実績が2回以上であり、かつ、誠実に履行したものであること。

3. 条件付一般競争入札参加者の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号、以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、次のアからエまでに定めるところにより、上記「入札に参加する者に必要な資格」に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和7年7月7日（月）から令和7年7月18日（金）まで（ただし土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）により定められた祝日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで。

イ 申請の方法 条件付一般競争入札参加申請書の提出

ウ 申請書類の提出先 夕張市消防本部総務課管理係

エ 申請書類の提出方法 持参又は郵送とする。（郵送の場合は、令和7年7月18日（金）午後5時必着とする。）

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4. 契約条項を示す場所

夕張市消防本部総務課管理係

5. 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 夕張市清水沢宮前町20番地 夕張市消防本部研修室
- (2) 入札日時 令和7年7月25日（金）午前10時00分
- (3) 開札場所 (1)と同じ。
- (4) 開札日時 (2)と同じ。

6. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

夕張市契約規則第 6 条第 2 号により免除。

(2) 契約保証金

夕張市契約規則第 25 条第 3 号により免除。

7. 入札説明書及び条件付一般競争入札参加申請書の交付に関する事項

(1) 交付期間 令和 7 年 7 月 7 日 (月) から令和 7 年 7 月 18 日 (金) まで (ただし土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年 7 月 20 日法律第 178 号) により定められた祝日を除く。) の毎日午前 9 時から午後 5 時まで。

(2) 交付場所 夕張市清水沢宮前町 20 番地 夕張市消防本部

(3) 交付方法 (2) の場所で交付する。

なお、夕張市のホームページにおいてダウンロードすることができる。

8. 送付による入札の可否

認めない。

9. 契約書作成の要否

要

10. その他

(1) この入札は、政令第 167 条の 10 第 2 項の規定による最低制限価格を設定していない。

(2) 予定価格の公表はしない。

(3) 開札において、2 に規定する資格を有しない者のした入札、夕張市契約規則第 11 条に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 政令第 167 条の 10 第 1 項に規定する場合を除き、すべての入札金額が夕張市契約規則第 9 条の規定により定めたそれぞれの予定価格の範囲内で最低の者 (有効な入札に限る。) を落札者とする。

(5) 入札金額に係る消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」という。) の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(6) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 夕張市消防本部総務課管理係

イ 所在地 〒068-0534 夕張市清水沢宮前町 20 番地

- (7) 前金払はしない。
- (8) 概算払はしない
- (9) 部分払はしない。
- (10) 初度の入札において、入札者が 1 人の場合であっても、入札を執行する。
- (11) この入札は、取りやめること又は延期することがある。
- (12) 参加申込書、その他一般競争入札において使用する言語は、日本語に限る。また、
表示価格等は、日本国通貨による表示に限る。
- (13) その他 詳細は、入札説明書等による。